

# 重要

# 特区民泊の新規受付を終了します

※認定済みの特区民泊施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定申請を含む  
(以下「居室追加等の変更申請」という。)

## 申請受付終了日

令和8年5月29日（金）

## 申請先

大阪市 保健所 環境衛生監視課  
(旅館業指導グループ)

大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設（いわゆる特区民泊）については、令和8年5月29日（金）をもって新規申請及び居室追加等の変更申請の受付を終了いたします。

**新規申請及び居室追加等の変更申請をされる場合は、申請に必要な書類をすべて添付のうえ、期日までの申請が必要です。この期日を過ぎた申請はお受けできません。**

- 民泊を営む建物が未完成の状態では、申請を受け付けることはできません。
- 申請後に書類等に不備があった場合は、早急に補正いただく必要があります。なお、補正が確認できない場合、拒否処分（不認定）としますので予め御了知ください。
- 申請書類によっては、交付先で一定時間がかかる可能性がありますので、裏面「申請に必要な書類」を確認のうえ、余裕をもってご準備ください。

## 特区民泊に関する各種お問い合わせ先

●民泊の申請や民泊施設に関する相談、指導などについて	大阪市保健所 環境衛生監視課	06-6647-0692	
●消防用設備等の相談、指導、届出先 ●消防法令適合通知書の交付申請先 ※特区民泊に関する 申請は5/29まで	管轄の消防署	各消防署の 連絡先	
●消防法令適合通知書について	大阪市消防局 予防部予防課	06-4393-6354	
●廃棄物の処理に関する報告について ※特区民泊に関する 新規届出は5/29まで	大阪市環境局事業部 一般廃棄物指導課	06-6630-3271	
●特区民泊の新規受付終了について	大阪市経済戦略局 観光部観光課	06-6469-5156	

## 新規申請に必要な書類

書類	概要
特定認定申請書（様式1）	－
定款又は寄附行為及び登記事項証明書	申請者が法人である場合(役員等の名簿も添付すること)
住民票の写し	申請者が個人である場合
賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款	役務の提供において使用する外国語によるもの及びその日本語訳を添付
施設の構造設備を明らかにする図面	各階ごとの平面図。事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの
説明会の開催案内及び説明会での配布資料等	施設の周辺地域の住民への説明に使用した資料及び施設の周辺地域の住民に対する説明方法とその記録
施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（様式2、様式2-2）	施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む <u>※事前に環境局事業部一般廃棄物指導課へ「廃棄物の処理に関する報告」の届出を行い、受理証の交付を受ける必要があります。</u> <u>※特区民泊に関する新規届出は5/29まで</u>
消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し	事前に管轄する消防署へ消防法令適合通知書交付申請を行い、消防法令適合通知書を取得 <u>※特区民泊に関する申請は5/29まで</u> <u>※消防法令適合通知書の交付には、所定の検査や手続きが必要なため、交付まで一定の時間がかかります。</u>
水質基準に関する水質検査成績書の写し	使用する水が水道法第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合
賃貸借契約に係る契約書の写し並びに滞在施設経営事業の用に供することを承諾していることを証する書面の写し	特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人の場合
マンションの管理規約に違反していないことを証する書類	施設が区分所有建物の場合
付近見取図	施設の周辺地域の住民への説明対象範囲が分かる付近見取図
居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書	日本語及び役務の提供において使用する外国語によるもの
その他市長が必要と認める書類	申請者の所有する施設である場合又は賃貸借契約書等で施設の所有者が明示されていない場合には、建物の所有権が分かる書類（登記事項証明書等）を添付

## 居室追加、居室の床面積の増加に伴う変更認定申請に必要な書類

書類	概要
変更認定申請書（様式6）	－
施設の構造設備を明らかにする図面	追加・変更する階の平面図。事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの
施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（様式2、様式2-2）	施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む
消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し	事前に管轄する消防署へ消防法令適合通知書交付申請を行い、消防法令適合通知書を取得 <u>※申請は5/29まで</u> <u>※消防法令適合通知書の交付には、所定の検査や手続きが必要なため、交付まで一定の時間がかかります。</u>
賃貸借契約に係る契約書の写し並びに滞在施設経営事業の用に供することを承諾していることを証する書面の写し	変更認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人の場合
その他市長が必要と認める書類	申請者の所有する施設である場合又は賃貸借契約書等で施設の所有者が明示されていない場合には、建物の所有権が分かる書類（登記事項証明書等）を添付